

議案第 38 号

茨城県フラワーパーク条例の一部を改正する条例を制定することについて

茨城県フラワーパーク条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

リニューアルされた施設の利用実態に合わせ、年間フリーパス券の料金を改正するため。

茨城県フラワーパーク条例の一部を改正する条例

茨城県フラワーパーク条例（令和2年石岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

年間フリーパス券の料金

（単位：円）

区分	年間フリーパス券
大人（1人につき）	5,400
小人（1人につき）	1,800
ペット（1匹につき）	1,800

備考

- 1 「大人」とは、16歳以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、6歳以上16歳未満の者をいう。
- 3 「ペット」とは、愛玩を求めて飼育される動物をいう。
- 4 「年間フリーパス券」の有効期間は、発行した日から1年間とし、利用は本人又は同一の動物に限る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。